

広島県告示第五百四十六号

知事が入院加療中の平成二十一年五月二十九日において、臨時県議会を開催するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定によって、広島県副知事岡宏が知事の職務の代理をする。

平成二十一年五月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山